

平成18年第2回
西多摩衛生組合議会会議録

平成18年11月22日

西多摩衛生組合議会

平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成18年11月22日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役	北村 健	監査委員	沖倉 強
-------	------	------	------

出席議員

1 番 小山 時夫	2 番 高橋 征夫	3 番 福島千恵子
4 番 大西 英治	5 番 浜中 啓一	6 番 木下 克利
7 番 秋山 猛	8 番 佐藤 征一	9 番 露木 諒一
10 番 清水 信作	11 番 遠藤 洋一	12 番 羽場 茂

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	柰 克彦	業 務 課 長	加藤 一夫
施 設 課 長	松沢 昭治	総 務 課 長	谷部 清
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	榎田 明男	羽村市産業環境部長	羽村 誠
福生市生活環境部長	吉沢 英治	瑞穂町生活環境課長	石川 勉

平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成18年11月22日(水)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成17年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第5号

西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号

平成18年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第6 議案第7号

平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後1時30分 開会

○議長（清水信作） 本日は、平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、平成18年度のごみ搬入量につきましては、平成18年10月末現在で約4万4,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約700トン、1.6%の微増となっております。平成18年度末では7万4,000トンが搬入されるのではないかと予想しております。搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみが1.35%の増、事業系の一般廃棄物は2.6%の増となっております。

次に、「フレッシュランド西多摩」におきましては、開設5周年を迎えまして、今月末から来月初旬にかけて入館者80万人を達成する見込みとなっております。平成18年度の浴場施設利用者数は、10月末で約8万5,000人で、1日平均で申し上げますと476人となっております。

なお、利用者数はここ数年減少傾向を示しておりましたが、今年度は積極的なイベントの開催により集客数の増員が図られ、前年度と比較し、同時期の利用実績を上回る結果となっております。当組合といたしましては、今後とも多くの皆さまにご利用いただけるよう内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

ところで、既に新聞紙上等でご存知のことと存じますけれども、私どもと同様の経営をしております二枚橋衛生組合が本年度末で焼却炉を全面停止いたします。この停止に伴う広域支援依頼関係に関しまして、現在までの状況につきまして後ほどの議員全員協議会で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成17年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてのほか3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開催に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水信作） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番 秋山 猛 議員

8番 佐藤 征一 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。空事務局長。

○事務局長（空 克彦） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 578 号、平成 18 年 11 月 15 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 18 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付しております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第 5、議案第 6 号、平成 18 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と日程第 6、議案 7 号、平成 18 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上で諸報告とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11 月 22 日 1 日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき、同一議案について 3 回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 3、認定第 1 号、平成 17 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました認定第 1 号、平成 17 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明いたします。

平成 17 年度のごみ焼却量につきましては、実績で申し上げまして 7 万 2,125 トンでございまして、前年度比較 1.6%の減となっております。これは構成市町の収集方法や分別方法の変更によるごみ減量対策の賜物であると考えております。

○議長（清水信作） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 40 分 休憩

午後 1 時 41 分 再会

○議長（清水信作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○管理者（羽村市長 並木 心） 申しわけありませんでした。

決算の内容でございますが、歳入におきましては収入済額で 38 億 9,508 万 9,903 円でございます、このうち約 91%が構成市町の分賦金となっております。

歳出の支出済額といたしましては 38 億 2,324 万 6,822 円でございます、予算に対する執行率は 98.3%となっております。

歳入から歳出を差し引いた後の残額 7,184 万 3,081 円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が決算の概要でございますが、平成 17 年度に予定いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 認定第 1 号、平成 17 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます決算書をごらんいただきたいと存じます。決算書の 2 ページ、3 ページが歳入歳出決算書の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。9 ページ以降につきましては付属資料の事項別明細書でございます。

それでは、10、11 ページをお開き願います。

歳入でございますが、第 1 款分賦金につきましては収入済額 35 億 2,866 万 6,000 円で、これは 3 市 1 町からの分賦金でございます。歳入総額の 90.59%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございますが、割合では青梅市 47.44%、福生市 21.77%、羽村市 19.34%、瑞穂町 11.45%となっております。

次に、第 2 款使用料及び手数料につきましては収入済額 7,079 万 3,626 円で、歳入総額の 1.82%となっております。主なものといたしましては、浴場施設使用料 6,284 万 1,950 円、余熱利用施設の食堂等の行政財産使用料 486 万 8,736 円でございます。

次に、第 3 款財産収入につきましては収入済額 248 万 7,360 円で、これは普通財産の土地を資産活用したもので、歳入総額の 0.06%となっております。

12 ページ、13 ページお開き願います。

第 4 款繰越金につきましては収入済額 7,606 万 4,502 円、これは平成 16 年度からの繰越金で、歳入総額の 1.95%となっております。

次に、第 5 款諸収入につきましては収入済額 607 万 8,415 円で、歳入総額の 0.16%となっております。内訳といたしましては、第 1 項預金利子、これは主に歳計現金の運用による預金利子収入でございます。第 2 項雑入ではタオル等売上金、飲料水自販機等電気料、食堂施設光熱水費が主なものでございます。

14 ページ、15 ページをお開き願います。

第 6 款組合債につきましては収入済額 2 億 1,100 万円で、歳入総額の 5.42%となっております。内訳といたしましては、17 年度に実施いたしました焼却灰搬出設備改造工事にかかるもので、政府債で 1 億 7,000 万円、東京都の振興基金で 4,100 万円でございます。

以上、歳入につきましては予算現額 38 億 8,900 万円に対し調定額、収入済額ともに 38 億 9,508 万 9,903 円でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

次に16ページ、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款議会費につきましては支出済額132万859円、予算現額に対しまして執行率83.18%、不用額は26万7,141円でございます。主なものといたしましては、1節報酬107万4,093円でございます。

次に、第2款事務所費でございますが、支出済額2億859万7,380円、予算現額に対しまして執行率97.97%、不用額は431万2,620円でございます。

1目一般管理費は支出済額1億9,767万340円で、主なものといたしましては、2節から18ページ、19ページでございます4節までの特別職5名及び一般職職員12名の人件費と、20ページ、21ページでございます19節負担金・補助及び交付金でございます。

19節負担金・補助及び交付金4,946万5,676円の主なものといたしましては、羽村市と瑞穂町の環境対策協議会への地域環境対策協議会助成金100万円と、周辺の環境対策費として羽村市へ3,200万円、瑞穂町へ1,600万円支払っております地元負担金4,800円でございます。

第2目庁舎管理費は支出済額1,092万7,040円で、主なものといたしましては庁舎の維持管理にかかる13節委託料993万7,200円でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

次に、第3款じん芥処理費でございますが、支出済額12億6,102万8,453円、予算現額に対しまして執行率96.09%、不用額は5,132万2,547円でございます。主なものといたしましては、職員16名及び嘱託員6名の人件費、11節需用費、13節委託料と15節工事請負費でございます。

11節需用費の主なものは、公害防止用に用います活性炭・消石灰などの薬品類を購入した消耗品費、施設稼動に要する光熱水費でございます。

24ページ、25ページをお開き願います。

13節委託料の主なものは、ごみ焼却業務委託料、残灰運搬委託料、環境調査委託料、中央監視設備保守点検委託料でございます。

26ページ、27ページをお開き願います。

15節工事請負費の主なものは、毎年実施しております施設維持整備工事、東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業に対応するための焼却灰搬出設備改造工事でございます。

不用額5,132万2,547円の主なものは、焼却灰発生量の減及び経費削減対策による薬剤購入量の減、省エネルギー対策による購入電力量及び節電対策による電気使用量の減、委託にかかる契約差金、緊急修繕工事費の不要分でございます。

次に、第4款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額1億2,117万3,846円、予算現額に対しまして執行率94.63%、不用額は687万6,154円でございます。主なものといたしましては、職員1名の人件費、11節需用費、13節委託料でございます。

28ページ、29ページをお開き願います。

11節需用費の主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費でございます。

13節委託料の主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営にかかわる受付及び清掃等業務委託料でございます。

不用額687万6,154円の主なものは、光熱水費の減によるものでございます。

30ページ、31ページをお開き願います。

次に、第5款公債費でございますが、支出済額22億3,112万6,284円、予算現額に対しまして執行率99.98%、不用額は42万8,716円でございます。

1 目元金は支出済額 18 億 7,388 万 7,085 円で、主なものといたしましては、平成 6 年度から平成 9 年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債元金償還金でございます。

32 ページ、33 ページをお開き願います。

2 目利子は 3 億 5,723 万 9,199 円で、主なものといたしましては、元金と同様に平成 6 年度から平成 9 年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債利子償還金でございます。

以上、歳出につきましては予算現額 38 億 8,900 万円に対しまして支出済額 38 億 2,324 万 6,822 円、不用額 6,575 万 3,178 円、執行率 98.31%でございます。

35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 38 億 9,509 万円、歳出総額 38 億 2,324 万 7,000 円、歳入歳出差引額 7,184 万 3,000 円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7,184 万 3,000 円でございます。

36 ページ、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地につきましては決算年度中の増減はございません。しかし、建物につきましては焼却灰搬出設備の改造に伴い新たに車庫棟を外に設置しましたので、25.86 平米ふえております。

38 ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、こちらは決算年度中の増減はございません。

以上で、平成 17 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

○議 長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。沖倉強監査委員。

○監査委員（沖倉 強） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 17 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成 17 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 18 年 9 月 27 日午前 9 時から組合会議室におきまして、小山監査委員とともに管理者、収入役等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめ御報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類等との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿との照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理業務及び住民の福祉の増進である余熱利用施設事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認いたしました。

また、組合業務における各種契約につきましては、総合的に見て随意契約案件、委託内容等の見直しがなされ、経費節減に向けての工夫が見受けられ、努力されていることが確認できました。

今後の組合事務事業におきましても、民間の経営感覚を積極的に取り入れ、さらなる経費の節減と事務内容の見直し等効率的な財政運営に努めるとともに、常に適正かつ公明、公正な事務事業が執行され、

適正な維持管理のもとに、地域住民の付託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成17年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。佐藤議員。

○8番（佐藤征一） それでは、決算書の22ページ、3款、じん芥処理費におけます11節の需用費の中に消耗品費とありますね。これは先ほどの説明によりますと薬品類の購入というような説明がありましたが、この薬品類というのはどういうものであって、なぜそういう薬品を購入して、その焼却するのにはそういったものは不可欠なものかどうか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（清水信作） 島田課長。

○管理課長（島田善道） ただいまの薬品類の関係でございますが、恐れ入ります。事務報告書の71ページをごらんいただきたいと思えます。

17年度の決算、消耗品費ということで全体で薬品類、8,500万円の経費というふうになっております。なぜこの薬品を使うかというご指摘でございますけれども、上段にあります消石灰、アンモニア、活性炭等、これは焼却に伴いまして排ガス中に発生する有害物質の削減の対応ということで、すべての清掃工場でこの薬品を使います。

消石灰は塩化水素、それから活性炭はダイオキシンというような形になっております。それからボイラー用品はボイラーの発電をしておりますので、ボイラーの維持管理の薬品、それからその下の塩酸、苛性ソーダとかもろもろございますけれども、これらについても排水設備とか、そういうふうな維持管理上の薬品ということで、これは清掃工場にはなくてはならない薬品であるということでございます。

以上でございます。

○議長（清水信作） 佐藤議員。

○8番（佐藤征一） 大変親切な、懇切丁寧な説明をいただきましたが、この活性炭がありますが、この活性炭というのは普段我々生活の中で乾燥剤というような形で使われていると思っているのですが、これがなぜダイオキシンの対策用として、それは余りたくさん使うことは、かえって乾燥用に対して負荷をかけるようなことになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（清水信作） 島田課長。

○管理課長（島田善道） ただいまの活性炭のお話でございますが、活性炭の利用方法といたしましては、排ガス中のダイオキシン類を除去するのですが、バグフィルターというのが通常ございます。バグフィルターは飛灰、ダイオキシンを含んだ飛灰がそのままバグフィルターに接触しまして、そこで払い落とすと、こういう効果があります。その前段で、その量をできるだけ少なくするために活性炭を噴霧してダイオキシンを吸着させると、こういうふうな役目があります。

それから、吹き込み量なのですが、活性炭については単純に多く吹けばいいというものではございませんので、メーカーの方の指導では1時間当たり10キロの吹き込み量、これが当初からやってきました。しかし、維持管理上いろいろ薬品類、高額なためにその辺を見直さなければいけないのかなということで、現在、去年ですが、10キロを7キロ、5キロとちょっと少なくして、そのときのダイオキシンの測定結果がどうなるのだろうという若干試験的なことをやりました。

その結果、ダイオキシン濃度が大して変化がなかったということで、現在では10キロを時間あたり5キロの吹き込み量にして、経費削減に努めているところでございます。

以上でございます。

○8番（佐藤征一） わかりました。ありがとうございました。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成17年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

2時10分まで休憩いたします。

午後2時 5分 休憩

午後2時10分 再会

○議長（清水信作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第5号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第5号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

非常勤の地方公務員にかかる補償制度は、地方公務員災害補償法において「この法律及び労働災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない」と規定されております。このことから、西多摩衛生組合の非常勤職員に対する公務上の災害、または通勤による災害の補償制度等を定めた本条例におきましてもこの地方公務員災害補償法に順じて制定しております。

本案は、この制度との均衡を図るため通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行により地方公務員災害補償法が改正されたこと、また刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律及び障害者自立支援法が施行されたことにより条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、第3条に通勤に伴う移動についての新たな規定を設けるほか、補償等を規定している第11条、第13条、第14条、第17条及び付則においては、法改正による条文中の文言等を整備するものであります。

なお、この条例は平成18年12月1日から施行しようとするものであります。

条例の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第5号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員災害補償法で非常勤の地方公務員に係る補償制度については、この法律及び労働災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないと規定されておりますことから、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い改正しようとするものと、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律及び障害者自立支援法の施行に伴い改正しようとするものがございます。

詳細につきましては、新旧対照表をごらん願います。

最初に、通勤範囲を規定しております第3条第1項を次の3号に区分しております。第1号は住居と勤務場所との間の往復、第2号は一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所

から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

第3号は第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）でございます。

また、同条第2項中の「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に改めるなど文言の整理をしております。これは現在規定しております「通勤の範囲」を詳細に明記しようとするもので、従前の規定であります住居と西多摩衛生組合の勤務場所間の往復を第1号で定め、加えて第2号では、西多摩衛生組合の勤務場所間の移動や複数就業者の就業場所から西多摩衛生組合の勤務場所への移動を、第3号では、単身赴任などに伴う赴任先住居から帰省先住居への移動を「通勤の範囲」に加えようとするものでございます。

次に、休業補償を規定しております第11条第1項中の「監獄」を「刑事施設」に、障害補償を規定しております第13条中の「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改めております。これは刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の施行に伴い、「監獄」を「刑事施設」に改めるとともに、障害の等級に係る文言を整理しようとするものでございます。

次に、介護補償を規定しております第14条第2号を、「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）」に改め、新たに第3号として、「障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合」を加えようとするものでございます。これは身体障害者福祉法に基づく「身体障害者療養施設等」障害者を支援する施設が、障害者自立支援法に基づく「障害者支援施設」に移行することに伴うものでございます。

次に、遺族補償年金を規定しております第17条第1項第4号中の「等級」を「障害等級」に改めております。これも障害の等級に係る文言を整理しようとするものでございます。

最後に付則でございますが、こちらも障害の等級に係る文言の整理を行うもので、付則中の「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、別表第2の備考を「この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。」に改めております。

なお、本条例は、平成18年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の細部の説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第6号及び日程第6、議案第7号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第6号、平成18年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第6、議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま一括議題となりました議案第6号、平成18年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第6号、補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ8,700万円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を36億7,800万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では使用料及び手数料に余熱利用施設における増収分を計上したほか財産収入及び繰越金の確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。

歳出につきましては、人事配置による人件費の見直しと、じん荼処理費におけ需用費、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額を行い、余熱利用施設事業費では施設の経年劣化に伴う諸経費を計上させていただいております。

次に、議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき、分賦金の総額を2億939万3,000円減額いたしまして34億1,882万6,000円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第6号及び第7号の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(清水信作) 谷部総務課長。

○総務課長(谷部 清) 議案第6号、平成18年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号、平成18年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ8,700万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億7,800万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

第2条債務負担行為の設定は、第2表債務負担行為によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は2億939万3,000円減額いたしまして34億1,882万6,000円と定めようとするものでございます。

第2款使用料及び手数料は555万円増額いたしまして7,202万8,000円と定めようとするものでございます。

第3款財産収入は5,500万円増額いたしまして1億1,000万円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は6,184万3,000円増額いたしまして7,184万3,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は8,700万円減額いたしまして36億7,800万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は2,259万6,000円減額いたしまして2億627万7,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は6,746万5,000円減額いたしまして10億9,841万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は443万3,000円増額いたしまして1億3,406万3,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は250万5,000円減額いたしまして22億3,398万6,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は調整でございます、113万3,000円増額いたしまして374万3,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は8,700万円減額いたしまして36億7,800万円と定めようとするものでございます。

次に、第2表債務負担行為でございます。「フレッシュランド西多摩」の受付及び清掃等業務委託が同一業者への委託年数を5年過ぎますことから、平成18年度中に委託業者の見直しを行い、平成19年4月からの円滑な施設運営を図るため、委託件名を余熱利用施設運営業務委託と改め、債務負担行為の限度額を6,600万円と設定し、契約締結いたそうとするものでございます。

この債務負担行為の限度額6,600万円の内容につきましては、利用者が施設利用の際により快適に、かつ満足いただけるよう余熱利用施設の円滑な運営を図るべく、統括責任者、受付及び清掃業務従事者等必要な配置職員数を精査し直したものでございます。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。7ページをご覧いただき、歳入でございます。第1款分賦金は2億939万3,000円減額いたしまして34億1,882万6,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第2款使用料及び手数料は555万円増額いたしまして7,202万8,000円でございます。これは余熱利用施設において、積極的なイベントの開催により使用料の増収が見込めることによるものでございます。

第3款財産収入は5,500万円増額いたしまして1億1,000万円でございます。これは組合用地売却を一般競争入札にて行い、不動産売却収入が確定したことによるものでございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願います。

第4款繰越金は6,184万3,000円増額いたしまして7,184万3,000円でございます。これは17年度からの繰越金でございます。

以上、補正額合計8,700万円を減額いたしまして、歳入合計は36億7,800万円でございます。

次に、9ページをごらんいただき、歳出でございます。第2款事務所費は1目一般管理費で2,259万6,000円減額いたしまして1億9,441万6,000円でございます。主な内容といたしましては、職員の配置人員を変更したことによるものでございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は6,746万5,000円減額いたしまして10億9,841万9,000円でございます。主な内容といたしましては、第1節報酬で335万3,000円の減額、これは嘱託員の人数が当初予定しており

ました人数より1名減少したことによるものでございます。

第2節から第4節までの人件費で1,538万9,000円の増額、これは事務所費でご説明いたしました内容と同様で、職員の配置人員を変更したことによるものでございます。

第11節需用費で919万1,000円の減額、これは4月からの実績に基づき、公害防止薬品等及び電気の購入量を積算し直したことによるものでございます。

第13節委託料では1,082万8,000円の減額でございますが、主な内容は、工業用水給水管移設事業委託等の契約差金と委託内容の仕様変更によるものでございます。

第15節工事請負費は5,949万6,000円の減額、主な内容といたしましては、各種整備工事の契約差金と工事内容の変更によるものでございます。

第18節備品購入費19万4,000円の増額は電動工具、測定器類等の購入費用でございます。

第27節公課費18万円の減額は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます汚染負荷量賦課金でございます。過去分、現在分それぞれの単価の減、現在分での硫黄酸化物排出量の減によるものでございます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は443万3,000円増額いたしまして1億3,406万3,000円でございます。主な内容といたしましては、第11節需用費で257万1,000円の増額、これはポンプ、モーター類の経年劣化による交換や、保健所の指導による照明類の交換等によるものでございます。

第15節工事請負費175万3,000円の増額は、館内外での利用者の安全確保並びに事故防止の充実を図る対策として防犯用カメラの設置工事を実施するものでございます。

第18節備品購入費10万9,000円の増額は、利用者の事故等の初期対応として必要な担架等の応急救護用品を購入するものでございます。

第5款公債費は、2目利子で250万5,000円減額いたしまして3億685万6,000円でございます。内容といたしましては、焼却灰搬出設備改造工事に係る起債償還額が確定し、差金が生じたことによるものでございます。

恐れ入ります。14ページをお開き願います。

第6款予備費113万3,000円の増額は調整でございます。

以上、補正額合計8,700万円を減額いたしまして、歳出の合計額は36億7,800万円でございます。

続きまして、関係資料でございますが、16ページから18ページまでは給与費の明細でございます。

19ページは債務負担行為に関する調書で、先ほどご説明いたしました余熱利用施設運營業務委託について記載してございます。

以上で、平成18年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、付属資料をごらん願います。

平成18年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。

基礎数値といたしましては、表2人口割合比較で、組合市町の人口は平成18年10月1日現在の人口を採用して、全体で557人減少し、29万3,558人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は443人の減少で14万416人、負担割合は47.83%。福生市は356人の減少で6万1,262人、20.87%。羽村市は294人の増加で5万7,350人、19.54%。瑞穂町は52人の減少で3

万 4,530 人、11.76%となっております。

次に、表 3 ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 3 万 5,700 トン、負担割合は 48%。福生市は 1 万 5,100 トン、20%。羽村市は 1 万 4,000 トン、19%。瑞穂町は 9,200 トン、13%。合計として 7 万 4,000 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきましてご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。この積算結果から、平成 17 年度繰越金を差し引いたものが 18 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 8,450 万 2,000 円減額となりまして 16 億 2,703 万 5,000 円、福生市は 7,493 万 5,000 円減額となりまして 7 億 333 万 6,000 円、羽村市は 3,199 万 7,000 円減額となりまして 6 億 6,629 万 5,000 円、瑞穂町は 1,795 万 9,000 円減額となりまして 4 億 2,216 万円となります。

分賦金の補正額合計 2 億 939 万 3,000 円を減額いたしまして、分賦金は 34 億 1,882 万 6,000 円でございます。

以上で、平成 18 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と平成 18 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。羽場議員。

○12 番（羽場 茂） 1 点お願いします。13 ページの公債費の 1 のところでございますけれども、先ほどの説明だと焼却灰搬出設備の改良工事費の確定によりということ、これは 17 年の予算に対してこれだけ減ったから利子もそれだけ減ったということなのか、あるいは利子の安くなるような借り替えみたいなのが行われたとか、そういうことではないのか、その点をお願いいたします。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） ただいま公債費の減額の理由でございますが、当初、予算を組みましたときには 2.5%の利率で組んでおりました。実際には財務省政府債が 1.8%、東京都の方が 0.7%で確定したことによりまして 250 万 5,000 円の減額補正ということでございます。

以上でございます。

○議長（清水信作） 羽場議員。

○12 番（羽場 茂） これはそのこと以外でも低利になにか借り替えるようなものは今後出てくるようなことがあるかどうか。

○議長（清水信作） 総務課長。

○総務課長（谷部 清） 現在のところ、借り替えについてはまだ考えておりません。このままの率ということはいこうと考えております。

以上でございます。

○12 番（羽場 茂） ありがとうございます。

○議長（清水信作） 福島議員。

○3 番（福島千恵子） 12 ページなのでございますけれども、先ほど 15 の工事請負費のところでは防犯カメラを設置するというところでございますが、これにつきまして、先ほど目的はわかりましたけれども、何か防犯カメラを設置するというもう一面の何かきっかけとか、理由等ございましたらお聞きしたいのと、それとこの施設のどの部分に設置するのか、あとモニターはどこに付けるのかとか、ちょっと詳細にわかりましたらお願いします。

○議 長（清水信作） 松沢課長。

○施設課長（松沢昭治） 3番議員のご質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラ設置工事でございますが、後に行われます議員全員協議会の方で詳しくお話をする予定でございましたが、今、刺青をお断りしております。それとロッカー荒らし、車上荒らし、また講内への不法投棄等がございまして、福生警察にご指導いただきまして、まず防犯カメラを設置した方がいいだろうということございまして、実際のロッカー荒らしとしましては、本年の7月1日に当館で発生しております。車上荒らしにつきましては、9月30日に当組合の中で車上荒らしをしたというカードが使われたということで手配書が回ってきてございます。不法投棄につきましてはかなり頻りに捨てられておまして、かなりパソコンでありますとか、大きなものが捨てられてございます。

2点目でございますが、設置場所でございますが、当然これは浴室に付けるわけにはいきませんので、館内のところを見渡せるものと、現金を扱っています受付、それと体育館と、あと車上荒らし等の防犯用のために体育館の外側に設置をする予定でございます。

モニターは事務所の方に設置をしまして、4分割で管理をしていくと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○3番（福島千恵子） わかりました。

○議 長（清水信作） 露木議員。

○9番（露木諒一） 2ページの使用料手数料で、15年、16年、17年と3年間減少して、今回554万円になっているということで、先ほども残金という話もありましたけれども、その辺のところを少し教えていただきたいと思います。

○議 長（清水信作） 松沢課長。

○施設課長（松沢昭治） このごろ上向きと申しますか、もうここで5周年を向かえます。先ほど管理者からお話もありましたように、11月末から12月の当初にかけて80万人を達成できるということで、本年度4月よりいろいろなイベントを開催してございます。

今現在、4月から16～7件のイベントを行ったわけでございますが、今後も5件ほどのイベントを開催する予定でございます。そのおかげをもちまして、あとまた全協の方で詳しくお話をいたしますが、刺青防止等の効果がございまして、今現在、1,600人ほど前年同期と比べましてふえてございます。それが使用料の増収につながっていると、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 露木議員。

○9番（露木諒一） そのイベントはどのような、具体的に幾つかお願いします。

○議 長（清水信作） 松沢課長。

○施設課長（松沢昭治） いろいろやっておるのですが、まず体育館の稼働率を高めるために、どうしても午後が空いてございますので、そこで体操教室を開催してございます。体操教室につきましては4点ほどやったのですが、今、住民の方からの希望でヨガ教室が盛況でございまして、週に1回約50人ほどの参加をいただいているところでございまして、そのほかにも生け花展、写真展、鉄道模型展、書道展、ちぎり絵展、切り絵展等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 露木議員。

○9番（露木諒一） あとは多目的施設で、非常に寒い面もあるのでしょうかけれども、社交ダンスなん

かも、非常にその辺は、ここは余熱利用であるので、そういうことも、冬の場合は暖房なんかを考えてはどうでしょうか。

○議 長（清水信作） 松沢課長。

○施設課長（松沢昭治） 今のところ、そういう大改修は今のところ考えていないのですが、ちょっと床が特殊な材質でございますので、そちらの方を改修するような際に、一緒にそんなことも考えていきたくと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 木下議員。

○6 番（木下克利） ただいま防犯カメラのところで 刺青というふうにおっしゃっていたのですけれども、素朴な質問で申しわけないのですが、脱がないと見えないと思うのですけれども、脱衣場ではないとすると、刺青というのはどういう形で認識されるのか。

もう一つあわせて伺いますけれども、若気の至りで刺青を入れてしまって、なかなかこういうところに入れたいという声がありまして、こちらではそういうことも考慮して、子どもを連れて入らせてもらったりすることもあると、非常に感謝する声というのも聞いているのですけれども、今のご答弁ですとそういう方もだんだん入れなくなってしまうというのでちょっと気の毒だなと思ひまして、この当たり、なかなかこういうところで聞いていいか難しいのですが、どういうふうにお考えになっているのか、もう少しちょっとお答えいただければと思います。

○議 長（清水信作） 松沢課長。

○施設課長（松沢昭治） 確かに若気の至りといいますか、入れられて、今は後悔をされているという方もいらっしゃるようでございます。確かにオープンから今までに、おとなしく、他のお客さまに迷惑をかけないような場合には黙認をしてきたというのが現状でございます。

しかしながら、いろいろ福生警察等にご相談に行ったところ、1人を認めますと全員を認めざるを得ないということで、まことにそういう方には大変心苦しいのですが、一緒に扱いとさせていただきます。管内に清掃職員がおります。そこから総括責任者の方に連絡がいきまして、刺青が入っているということと、利用者からも今まで大変苦情が多かったものですから、直接利用者の方から入っているよというような、そういうふうな形で事務所の方にご報告をいただいていることもございます。

またこの刺青対策につきましては、後ほど全員協議会で詳しくご説明をさせていただきたいと思ひますので、以上で説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長（清水信作） 佐藤議員。

○8 番（佐藤征一） 財産売払いなのですが、7ページですね。これは前回いろいろご説明いただきましたが、予定どおりの価格で売り払いできたという状況のようですが、この指名競争入札に参加された企業、あるいは団体、個人は何社ぐらいでしょうか。

○議 長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） 一般競争入札につきましては、ことしの10月2日に行ったわけですが、4社の参加がございました。1社は運送業、実際に落札いたしました千代田運輸さんでございますが、あとは不動産屋さんが2件、あと個人が1件と、これは自営ですね。その4社でございます。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 佐藤議員。

○8 番(佐藤征一) わかりました。先ほど指名競争入札と言いましたけれども、訂正させていただきます。一般競争入札ですね。

それから、11 ページになりますが、工業用水道給水口給水管移設事業委託料、大変前回、予算よりは 377 万 5,000 円ほど安くできたのではないかとということで、それは委託先変更による差金だということですが、そもそもこれは最初、予算では 1,600 万円ぐらいというふうに私は記憶しているのですが、その移設にかかわった実際の金額は幾らなのでしょう。

○議長(清水信作) 島田課長。

○管理課長(島田善道) 工業用水の移設管につきましては、青梅・羽村地区工業用水道企業団の本管と接続しているということでありまして、工事の実施に伴いまして、工業用水事業に影響を及ぼすことはよくないということから、この事務自体を工水の事業団の方にすべて委託をしているところでございます。

その結果は、最終的な契約金額、設計金額が 1,400 万円ほどだったのですが、契約金額が 1,114 万 500 円と、こういった形で落札をされているところでございます。落札が 78.8%と、こういった報告を受けているところでございます。

○議長(清水信作) 佐藤議員。

○8 番(佐藤征一) それでは、最後の質問です。これは大変、じん芥処理費というふうになっていますが、なぜこれが、水道管を移設するのにじん芥処理費として必要なのか、ここに入っている項目、これは若干納得いかないような気がするのですが、じん芥といいますといろいろなごみを処理するための、ところが電気設備委託料というのはじん芥設備を、施設を点検したりなんかする、これは何となくわかるわけですが、水道管を移設するのになぜじん芥処理費の方に入れなければならないのか、その辺ちょっとなんか、説明いただければ納得できるところですが、よろしく願います。

○議長(清水信作) 島田課長。

○管理課長(島田善道) 今のご指摘の件でございますが、工業用水は組合のじん芥焼却施設の設備の冷却用に使用していますので、これは当然じん芥処理費と、ごみ処理業務の中の施設の維持管理に使っている工業用水ですから、じん芥処理費に充当していると、こういったことでございます。

○議長(清水信作) 小山議員。

○1 番(小山時夫) 1 点のみ。7 号議案付属資料の方です。分賦金が決まるわけですが、人口がすべて羽村市さんの方の減なのですが、ごみの搬入量、冒頭、管理者の方から家庭ごみが 1.6%の微増だという話があったわけですが、特に青梅市さんが 1,900 トン、それから瑞穂町が 500 トンというこの理由ですね。

それと構成市町で有料化、それから分別の仕方、全部統一したわけですね。それでごみの減量に努めたということですが、こここのところだけが突出してぼんぼんと出てくるのは、どうもやはりこういう施設として問題があると思うのですが、理由が大型店舗ができたとか、そういうことでふえるのならこれは納得できるのですが、家庭ごみがただ一般的にふえるということになると、やはりこれは構成市町の中で何らかの対策をしなければいけないと思うのですが、その辺も含めて 2 点お伺いしたいと思います。

○議長(清水信作) 島田課長。

○管理課長(島田善道) ただいまのごみの増量傾向というお話でございますが、それぞれ構成市町で減量を推進しているところでございますけれども、まず大きい流れとしまして、平成 16 年から家庭系から出ます汚れて資源化できないプラスチック類について、これを埋め立てを減らす目的で燃えるごみと、

こういう変更をさせていただいたところでございます。そういったことで若干家庭ごみの方にも影響してきているのかなど、こういうふうに推測をしているところでございます。

また、事業系のごみも全体的なごみ量の増因になっていますが、大型のスーパーや外食関係において独自処理を行っていたのですが、分別の徹底をした後の可燃ごみが許可されて組合に入ってきたと、この辺の2点が大きな要因でごみ増量の傾向になっているのではないかと、こういうふうに判断しているところでございます。

○議長（清水信作） 小山議員。

○1 番（小山時夫） そうすると、埋め立てのあれですと、固形プラスチックですか、これは埋め立てで最終処分地の延命のために焼却したと、それはわかるのですが、そうすると青梅市さんの 2,900 トンというのはこれは全部そうなのですか。瑞穂の 500 トンというのはそればかりではないよね。瑞穂は大型店舗ができて、まだ上下していると思うのですけれども、その辺の分析は細かくしてあるのですか。それによってやはり対策の上でどうしても。

これは構成市町から出てきたごみはこれからどうするのか、やはり構成市町統一した見解でしないと、ごみの減量にはつながらないと思うのですね。その辺を聞いているのです。

○議長（清水信作） 管理課長。

○管理課長（島田善道） ただいまの質問はまさしくご指摘のとおりでございます。西多摩衛生組合の中には構成市町の担当部課長会議がございます。ごみ減量のもとの事業というのは構成市町の担当になっていきますので、西多摩衛生組合としても担当を通じてどういう要因なのかということで、実は今月もその辺の事情の状況を調べてくださいという依頼をしています。

現在、構成市町、1年、もう少し待ってくださいというような状況で、今調査中というようなことでもございまして、現在ではその辺の整理がついてないというのが、申しわけないのですが、実態でございます。

○1 番（小山時夫） 終わります。

○議長（清水信作） ほかにございせんか。

ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議案といたしました議案のうち、議案第6号、平成18年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成18年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時45分 閉会